

## 第1次勧告等において「平成20年(度)中に結論を得る」等としている項目一覧

第1次勧告等	現時点での検討状況、検討結果
<p>【幼保一元化・子ども】 認定こども園制度については、当面、認定等に係る事務手続や会計処理が複雑であるなどの課題に対する抜本的な運用改善方策について平成20年度中に実施に着手する。あわせて、制度の一本化に向けた制度改革について平成20年度中に結論を得る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年度補正予算及び21年度予算案において、認定こども園に対する幼稚園・保育所の枠組みを超えた総合的な財政支援制度を創設。</li> <li>・新たな財政措置について補助要綱等の補助制度を一本化。また、従来の財政措置(私学助成、保育所負担金等)もあわせて「こども交付金」として制度化し、申請・執行手続きの一本化を促進。</li> <li>・窓口の一本化、書類重複、監査重複、会計処理の複雑化など運用面の課題について、改善が可能なものについては、具体的な改善内容等とその工程表を作成。</li> <li>・平成22年度までに新たに財政措置を活用して緊急整備を図ることにより、23年度には認定件数が2,000カ所になることを目指し、必要な見直しを早急を実施。</li> </ul>
<p>【幼保一元化・子ども】 保育所について、「保育に欠ける」入所要件の見直し、直接契約方式の採用等についての総合的な検討に着手し、平成20年度中に結論を得る。</p>	<p>「社会保障審議会少子化対策特別部会」の第1次報告(平成21年2月24日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所要件の見直しについては、パートタイムや専業主婦家庭等、保育の必要性を幅広く認定し、保育所には市町村が保育を必要と判断した子どもについて、応諾義務や優先受入義務を課す</li> <li>・直接契約方式については、市町村に、保育を必要とする子どもに公的保育が着実に保障されるための実施責務を法制度上課し、市町村が公的責任を果たす3者の枠組みの中で、利用者が保育所と公的保育契約を締結する</li> </ul>
<p>【幼保一元化・子ども】 文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」について、両事業の統合も含めたさらなる一本化の方向で改善方策を検討し、平成21年度から実施する。</p>	<p>平成20年度における推進方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・両事業の連携事例や一体的実施事例を集約した事例集やデータベースの作成。</li> <li>・両事業を一体的に実施している自治体の具体的な実態に関する調査の企画及び設計を実施。</li> <li>・普通教室として使用しなくなった教室の「放課後子どもプラン」への活用について両省連名通知。</li> </ul> <p>平成21年度における対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・両事業を一体的に実施している自治体の具体的な実態に関する調査を実施。</li> <li>・「放課後子どもプラン推進アドバイザー」を市町村に派遣し、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携方策等について助言。</li> </ul>

第1次勧告等	現時点での検討状況、検討結果
<p>【教育】          県費負担教職員の人事権の移譲と給与負担については、都道府県から中核市に人事権を移譲するとともに、すでに人事権が移譲されている政令指定都市と中核市において人事権者と給与負担者が一致する方向で検討し、平成20年度中に結論を得る。          あわせて、現在都道府県の協議・同意が必要とされている学級編制や都道府県が定めている教職員定数についても決定方法を見直す方向で検討し、平成20年度中に結論を得る。</p>	<p>「県費負担教職員の人事権等の在り方に関する協議会」第8回(h20.12.24)において、これまでの主な意見と論点をまとめている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人事権について</li> <li>・給与負担について</li> <li>・学級編制や教職員定数について</li> </ul> <p>教職員定数の決定方法については、義務付け・枠付けの見直しのヒアリングにおいて、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の関係条項については存置すべきという意見が出されている。</p>
<p>【生活保護】          国と地方の協議の場を早期に立ち上げ、地方自治体が主体となった自立支援の取組みの推進や医療扶助のあり方など生活保護の制度全般について、国が責任を持つべき部分と地方が責任を持つべき部分との役割分担を踏まえた総合的な検討に着手し、平成20年度中を目途に制度改正の方向性を得る。</p>	<p>平成21年3月23日に厚生労働大臣と全国知事会及び全国市長会の代表者で、制度改正の方向性を得た。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援</li> <li>医療扶助</li> <li>濫給防止対策、漏給防止対策</li> </ul>
<p>【民生委員】          民生委員の委嘱手続を簡略化する。その具体的な方策について平成20年度中に結論を得る。</p>	<p>新分権一括法の中で民生委員法を改正し、以下のように簡略化を図る予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県等に設置される地方社会福祉審議会への意見聴取について、都道府県知事等の裁量により、特に必要な場合のみ行うことを可能とする。</li> <li>・市町村に設置される民生委員推薦会について、設置要件等を緩和することにより、地域の実情に応じた審査を可能とする。</li> </ul> <p>さらに、運用面についても、委嘱手続に関する通知の見直しを行うことで、簡略化を図る予定である。</p>

第1次勧告等	現時点での検討状況、検討結果
<p>【公営住宅】 公営住宅については、入居者資格要件を緩和するとともに、整備基準について国は標準を示すにとどめ地方公共団体が条例により決定し得るなど、地方公共団体が創意工夫を生かせるような方策を平成20年度中に講じる。</p> <p>(「第1次要綱」から記載)</p>	<p>公営住宅等整備基準の一部を改正する省令(平成21年4月1日施行) 公営住宅の床面積の基準緩和 「19㎡以上80㎡以下」「19㎡以上」 公営住宅に関する基準の特例 住宅の性能・設備に関する基準については、地域の実情に照らして必要と認められる範囲内で事業主体の長が別に定められるようにする。</p> <p>「地域対応活用の創設」(平成21年2月27日通知) 各地方公共団体が地域の実情を勘案し、若年単身世帯、UJターンにより地域に居住しようとする者等に対して公営住宅ストックの空家を弾力的に活用できるよう措置する。</p>
<p>【土地利用(開発・保全)】 (都市計画) 都市計画制度の抜本的な見直しに当たっては、国の利害や都道府県による広域の見地からの調整に留意しつつ、地域の実情に通じた基礎自治体が自らの責任と判断で都市計画決定を行うとの観点から、三大都市圏等の都市計画に関する都道府県の国への協議・同意を始めとする各種の国への協議・同意の廃止・縮小、都道府県から市町村への権限移譲等を進める方向で検討を行い、平成21年度を目途に実施する。</p> <p>(「第1次要綱」から記載)</p>	<hr/>

第1次勧告等	現時点での検討状況、検討結果
<p>【土地利用(開発・保全) (農地) 将来にわたって国民の食料を安定的に供給するため、平成20年度内に予定されている農業振興地域制度及び農地制度の改革において、農地及び優良農地の総量を確保する新たな仕組みを構築したうえで、次のとおり見直すこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地転用に係る国の許可権限を都道府県に移譲するとともに、国との協議を廃止する。</li> <li>・都道府県の許可権限(権利移動及び2ha以下の転用)を市に移譲する。</li> <li>・都道府県が定める農業振興地域整備基本方針に係る国との同意を要する協議については、同意を廃止する。</li> </ul>	<p>衆議院農林水産委員会において改正法案可決(平成21年4月30日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2ha以下の農地転用の知事許可について農水大臣の是正要求の規定が創設</li> <li>・都道府県農業振興地域整備基本方針に基づく農用地面積の確保について達成状況が著しく不十分な都道府県知事に対する是正要求の規定が創設</li> </ul> <p>全国知事会が提案し、地方分権改革推進委員会が勧告した農地転用の権限移譲等については、改正法施行後5年を目途として検討を加える事項とされ、事実上先送り</p>
<p>【保健所・児童相談所] 広域連合等の共同処理方式による設置を可能とする方向で検討し、平成20年度中に結論を得る。</p>	<p>「共同処理方式による保健所の設置について」(平成21年3月31日) 共同処理方式にかかる一般的な留意点が示された。</p>
<p>【保健所・児童相談所] 保健所長の資格要件については、公衆衛生行政への精通度合いや、健康危機管理への対応能力という観点も踏まえつつ要件の緩和の方向で見直し、平成20年度中に結論を得る。</p>	<p>「地域保健法施行令第4条に定める保健所長の資格について」(平成21年3月31日) 医師以外の職員を所長に充てることのできる期間等について、要件緩和が示された。</p>
<p>【労働] 独立行政法人雇用・能力開発機構のあり方の検討にあわせて、離職者訓練事業の民間への委託訓練に関し、現在の実施状況を踏まえ、同機構と都道府県の役割分担の考え方を明確にした上で都道府県への移譲について検討し、平成20年中に結論を得る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人雇用・能力開発機構は廃止(平成22年度末までを目途に法制上の措置を講じる)</li> <li>・職業能力開発業務は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に移管、その他業務は、廃止又は独立行政法人勤労者退職金共済機構等へ移管</li> <li>・職業能力開発促進センター(ポリテクセンター)、職業能力開発大学校・短期大学校(ポリテクカレッジ)は、移管希望する都道府県へ移管</li> <li>・民間等への委託訓練のうち、定型化しているもの等は、都道府県へ移管</li> </ul>

第1次勧告等	現時点での検討状況、検討結果
<p>【交通・観光】 重要港湾の港湾管理者が定める港湾計画に係る国の審査、公有水面埋立に係る認可・協議等の国の関与を縮小する方向で検討し、平成20年度中に結論を得る。</p>	<p>地方分権改革推進委員会「第1次勧告」のフォローアップ(平成21年3月25日)</p> <p>【港湾計画関係】 国の関与を縮小するための措置として、重要港湾の港湾管理者が行う港湾計画の変更に関し、変更した当該港湾計画の国への提出が不要となる「軽易な変更」の範囲の見直しを行う。</p> <p>【公有水面の埋立関係】 国の関与を縮小するための措置として、公有水面埋立の免許に係る国の認可対象範囲の見直しを行う。</p>
<p>【商工業】 商工会議所と商工会の一元化を含めた新たな商工団体制度を設けるなど、地域の商工団体のあり方について必要な検討を行い、平成20年度中に結論を得る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会及び商工会議所については、地域活性化の観点から、今後一層の機能強化を行うことが必要。</li> <li>・経済産業省としても、これらの両団体による自己改革及び両団体間の事業連携が円滑に行われるよう、地方自治体とも緊密に意思疎通を行いつつ、両団体が必要とする支援を行うこととする。</li> <li>・両団体は、共同で検討会を設置し、平成20年12月に上記結論と同旨の中間報告をとりまとめている。</li> </ul>
<p>【環境】 循環型社会形成推進地域計画作成にあたっての協議会の設置の義務付けを廃止するとともに、交付手続を簡素化する。 これらの措置を平成21年度から実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・循環型社会形成推進地域計画作成にあたって、都道府県が環境省と意見交換を行うための協議会設置の義務付けを廃止した。</li> <li>・市町村の作成する一般廃棄物処理計画に施設の具体的な立地計画が位置付けられている場合には、一般廃棄物処理計画をもって循環型社会形成推進地域計画に代えることができるよう交付手続を簡素化した。 〔ともに平成21年1月27日付け施行済〕</li> </ul>